

## 第4回滋賀県農業・水産業基本計画審議会 議事概要

### ■ 日時

令和2年11月16日(月) 14:00~16:00

### ■ 場所

県庁東館7階大会議室

### ■ 出席委員

淡路委員、奥村委員、久保田委員、島林委員、清水委員、立花委員、辻川委員、  
鳥居委員、成田委員、羽田委員、深尾委員、皆川委員、森委員、横江委員  
以上14名(五十音順、敬称略)

### ■ 県出席者

西川農政水産部長、松田農政水産部次長、他関係職員

## 1 開会

### (1)農政水産部長あいさつ

【西川農政水産部長】 改めまして、こんにちは。委員の皆様方にはお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

コロナウイルスの拡大防止の取組をしなければいけないという状況でございます。委員の皆様方にも、マスク着用、手指の消毒等の感染拡大防止対策に御協力いただいております。誠にありがとうございます。

窓を少し開けておりますので、幸い今日はそれほど寒くないですが、電車が通ると結構音がしますので、ちょっと気になるかと思いますが、換気をしっかりとするという対応をしております。御容赦賜りたいと思います。

前回、8月24日に開催をさせていただいたこの審議会においては、このコロナ禍の影響をどう取り入れていくかという観点で御議論いただきました。おかげさまで、次期計画の骨組みについて概ねイメージでき上がったと思っております。今回は、その際の御意見、また後に頂戴した御意見も含めまして、その骨組みに少し肉付けをした姿の計画素案について御説明をし、御議論いただきたいと思っております。

この素案というのは、姿としては最終にでき上がる姿にほぼ似た形でございます。この先は、その中の精度をより上げる作業になります。基本理念案の『滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」』を念頭に置いた目指す姿に基づき、県は具体的に何を

かという具体的な施策や、その結果としての成果指標の項目なども今回、少し提案をさせていただきたいと思っているところでございます。

また、基本計画と併せて御議論いただいてまいりました、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」につきましても、先般、県民政策コメント、いわゆるパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果等についても御報告をさせていただければと思っております。

大詰めに近づいてきております。これまでと同様に活発な御意見を賜りまして、しつかりまとめてまいりたいと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

## (2) 成立確認

【司会】 全員で15名の委員のうち、〇〇委員が御欠席、それから〇〇委員が遅れて御到着ということでお聞きしております。現在は13名の委員様に御出席をいただいております。委員の2分の1以上の御出席ということで、本審議会規則第4条第3項に基づき、成立していることを御報告申し上げます。

## 2 議題

### (1)次期「滋賀県農業・水産基本計画」計画素案について

【会長】 よろしく申し上げます。

いよいよ、テーブルの上に乗っていますが、計画素案という形で、印刷した仕上りのイメージが浮かび上がるような形で、計画素案が出ていますので、今日はそれを中心に審議していきたいと思います。

まず、次第に従いまして、(1)次期「滋賀県農業・水産基本計画」計画素案について説明をお願いいたします。

(県より資料①、②、③の7ページまで説明)

【会長】 はい、ありがとうございました。

この会議では、これまで回を重ねて第1章の基本理念の部分、そして第2章の目指す2030年の姿、これについて議論を重ねてきて、カラー刷りの資料②を作り上げてきました。今日はそれを文章として落とし込んだ形のことを披露していただいたということですが、基本理念と目指す姿、一旦ここで説明を切りまして、御意見、御質問等あれば承りたいと思いますけれども、どうでしょうか。

【委員】 3ページ辺り、よくまとまっていると思います。

ただ、前回も申し上げて議事録にも書いていただいておりますが、どうも「幸せ」という言葉がくどい。この表紙を見ても、表紙に「幸せ」というサブタイトルを書いたためか、この呪縛があるように感じます。こだわり過ぎ、使い過ぎだと思います。

例えば、2ページでも23行目の「滋賀の農畜水産物を育てる・獲る「幸せ」ということは、「農家の皆さん、あなたには農作物を育てる幸せがあるから喜びなさい」と言っているような感じがします。毎日苦勞されて、収益を得て生計が立てにくい中で、勝手に「幸せ」と書けば、ほとんどの農家がムカッとくる言葉ではないかと思えます。

かつて、生協の方に、夏の草刈り体験をしていただいて、翌年からもう二度と来ていただけなかったことがありました。草刈り一つをとっても農家の方は、暑い中非常に苦勞されておられます。

「幸せ」というのは、例えば、県の職員が県民に奉仕して適切な政策を展開して県民に喜ばれても、その「幸せ」は、ちゃんと給料が頂けて、生計が立てられるこそ「幸せ」であると思えますね。ですから、この資料でこの「幸せ」をここまで使っているのかというぐらい使っているのはどうかと思います。

例えば、「目標となる収入を確保できる「幸せ」へと繋がります」は、「収入が確保できます」だけでいいと思いますね。ですから、ないほうがすっきりするような言葉があって、ゴタゴタし過ぎである、という感じを申し上げたいと思います。

【会長】 はい、ありがとうございます。「幸せ」が多用されているということで。

【西川農政水産部長】 御意見ありがとうございます。

この「幸せ」という考え方は、上位計画である「滋賀県基本構想」の大きいテーマの「変わる滋賀 続く幸せ」からきています。すなわち、いろんな社会の動きに応じて滋賀県の有り様、県民の皆様の暮らしぶり、そういったことも変わっていかねなければならない、適応してどんどん変えていく必要があるよね、という考え方でございます。そのことを通じて継続的に「幸せ」を感じられる社会にしていきたいと思います、という呼びかけをしているということでございます。それを受けて、今回この基本計画の中でも、「幸せ」を敢えて多用したということでもあります。

また、例えば収穫することの「幸せ」を言うと、農家の皆さん方が大変御苦労いただいている中で、感情を害するのでは、という御指摘を頂きました。ここでは、それを「幸せ」と感じられる社会に、あるいは感じられる農業・水産業に変えていかねなければいけないということを目指す、そのことを表現していると理解しております。現状で作物を収穫しているから「幸せ」を感じなさいということではなくて、仮に決して「幸せ」ではないという現状があるとするならば、それに「幸せ」を感じていただけるような社会、あるいは農業・水産業づくりに取り組む姿勢を打ち出したいという気持ちでこの表現をしていると御理解いただければありがたいと思います。

個々の表現については、そういう誤解が生じないように工夫はしたいと思っておりますけれども、そういう考え方でこの「幸せ」という言葉を使っていると御理解いただけると幸いです。

【会長】 はい、ありがとうございます。

【委員】 変える気がないというのはよく分かりました。

後ほど説明される条例要綱案の資料の中では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直し中で営農類型を示します」と出てきます。だから、「この営農類型で頑張れば生計が成り立って幸せになれます」ということを、条例要綱案ではなく、この基本計画の中で「営農類型を示す」という言葉が必要ではないかと思っておりますので、その点、お願いしたいという意味です。

【会長】 「幸せ」は今まで議論してきた部分ですが、これは今「幸せ」かどうかというと、そ

それぞれ違うでしょうし、どんな職業でも苦しいことはあります。要は生存していくために必要な食料、そして生活していく上で潤いのある農村景観、これを維持していることで県民の皆さんが喜び、「幸せ」を分かち合えるように目指そうということです。確かにワードとしての「幸せ」の多用については、工夫や改良が必要な部分はあるかもしれませんが、理念、目指す姿の部分ですので、これは感じられるようにする必要があると思います。

御指摘の所得に関わる部分、生計を立てられるような条件を整える必要があるという部分は、おそらく後の具体策の中で織り込んでいけるのではないかと思います。

ここは読み方がいろいろあると思いますので、慎重に検討する必要があるかと思います。「幸せ」ということをキーワードとすることで、あまりに多用すると少し押しつけになるような感じも受けられるかもしれないですね。この部分は工夫したいと思います。

【委員】 「幸せ」について4行書かれているところですが、ちょっと理想論的とか、ここに書かれている文章の量もあるかもしれませんが、農業者・漁業者が育てる・獲る「幸せ」で最後ではないですね。

3行目で消費者が食べる「幸せ」とありますが、「食べておいしかった」という感動が農業者に戻って、そうやって喜んでもらえる「幸せ」に繋がる。育てる・獲る「幸せ」で終わるではなく、またそれが農業者に戻って繋がっていくことが「幸せ」や「やる気」に繋がるのでは、と私は感じました。

【会長】 はい、ありがとうございます。

確かに、そうですね。それがいい意味でのスパイラルといいますか、どの仕事でも同じと思いますが、誰かに喜んでもらえるということが職業意識や自分のアイデンティティにも繋がります。

そういう意味でも、表現の工夫とか分かりやすさが必要だと思います。押しつけに感じられると、反発もあるかと思います。

「幸せ」をみんなで分かち合う、というところが理念であり、それぞれが「幸せ」を感じられるようにするにはどうしたらいいかということだと思います。「幸せを求めていません」という人はいないと思います。この部分は方向性としては良いと思いますが、書き方、出し方は検討する必要があるという気もします。

他にどうでしょうか。

【委員】 今、説明していただいた4ページ、カラー刷りの資料でも2030年の姿を説明してもらいましたが、私が思いますのは、農村が本当に弱体化、衰退しているのが現

実であります。そこで、左下の視点、「社会」農山漁村(むら)「社会」を次世代に引き継ぐ。これは本当に重要なことと思います。これがなければ、農業や水産業に関わる人ができません。書かれているように、すそ野をしっかりと育てていく、引き継いでいく、これがないと農村活動が全くできないと思います。

そこで、6ページの97行目に書かれている農業水利施設や農地・農道などのハード整備、97から100行目に書かれている農道補修など資源の保安全管理に携わる「人」の活動、これらは絶対必要と思います。

これについては、平成19年度から県にお世話になって農村集落が取り組んでいる「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」がまさに当てはまるのではないかと思います。この取組の持続性が、もう止めるのではなく、ずっと推進していく、必ずやっていく、ということが必要と思います。みんなで村を守っていくためには、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」は持続的に推進するということを明記していただけたらありがたいと思います。以上でございます。

【会長】 はい、ありがとうございます。何かいいですか。

【西川農政水産部長】 ありがとうございます。今、御指摘いただきましたこと、まさにそういうことであると我々も思っております、そのことを表現したつもりでございます。

後ほど個別の政策のところの説明がありますが、先に飛んで見ていただきますと、25ページの526行、527行のところに、実はその「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の推進をこの5か年、しっかりやっていくということを記述している部分がございます。また後ほど出てまいりますので、御覧いただければと思います。恐れ入ります。

【会長】 事業や具体的な政策の形、ポイントは次の第3章以降に入りますので、ここではその重要性を指摘して、という御理解でよろしいかと思います。

他はどうでしょうか。

【委員】 2ページの基本理念で発言をさせていただきたいと思います。

23行目、24行目、25行目に、それぞれの「幸せ」が書かれていますが、この「幸せ」というのは、この三つが合わさって初めて「幸せ」になるのかな、と感じます。それぞれに「幸せ」ではなくて、三つが合わさって初めて本当の「幸せ」になるというイメージがします。

あと、基本理念のイメージ図のイラストのところも、三つの手が繋がっているような絵の方がいいのかなと思います。今の絵では人がいるだけで、繋がっていないというイメージがしますので、その辺りを再度検討いただければと思いますので、発

言わせていただきました。

【会長】           ありがとうございます。

貴重な御意見、出していただいたと思います。先ほどの〇〇委員の御意見もそうでしたが、これらがそろってといいますか、繋がって「幸せ」というものができると思いますか、作ったから「幸せ」というわけじゃなく、それをおいしく食べて感謝される、感謝の気持ちが伝わる、このような個々のものが繋がった形、それこそ「三方よし」のイメージで、ここは今の御意見を踏まえた形で工夫していただくということでしょうか。本当に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

それでは、基本理念、そして2030年までにあるべき姿、目指す姿を方向づけして、では具体的に、政策は何をやるのか、というポイントになる第3章の骨組み、構造について、ここは少し時間かかるかもしれませんが、説明をよろしく願いいたします。

(県より資料③の8ページ以降および資料④・⑤を説明)

【会長】           はい、ありがとうございます。

今、第3章の部分、分厚い資料で言うと8ページ以降を御説明していただきました。これは御説明の中でありましたが、2030年の目指す姿を共通視点「人」、「経済」「社会」「環境」ということで大きくくりにして、そしてそれぞれの中のパーツとといいますか、ポイントを紹介していくということになるかと思います。

この第3章の部分で御意見や御質問を出していただきたいと思います。コメントでも構いません。どうでしょうか。

【委員】           まず、「人」のところについて。

私は担い手農家で水稻農家でもありますが、こんなこと言ったら怒られるかもしれませんが、「米作りよりも人づくりのほうが大事」と、「人づくりのほうが何倍も難しい」と思っています。

「人づくり」を我々若手の担い手農家としても積極的に取り組んでいかなければと考えています。9月、10月の2か月間は、農大生の受け入れをさせていただきました。また、〇〇委員さんも同じだと思いますが、今年から農地利用最適化推進委員も仰せつかりまして、先週はこども園で焼き芋体験もしました。そして、これも今年の話ですが、「農業したい」という若い人がうちの農園に来られましたが、「うちはまだ人がいっぱい正社員としては受け入れられない、無理です」とお断りしました。でも、担い手農家の横の繋がりの中で、市内の農業生産法人を全部順番に紹介を

して、面接を2社ほど取れたので行ってもらって、今、その方はそこですごい活躍をされておられます。このように、若い人の声はなるべく拾うように努力をさせてもらっているところです。

大人と子どもを分けるという点についてですが、私は分けたほうがいいのではないかと思います。私の市では、昔から都会の中学生の修学旅行の中で農家体験の受け入れがありまして、昔から伊吹地域で受け入れをされておられました。それが人手不足とかいろいろな理由で受けられない農家が増えてきた中で、市全域に受け入れ先が広がり、市の商工観光課から私のところに声が掛かりまして、去年、中学生の女子生徒4人を1泊で受け入れさせていただきました。

我々にとっては、ふだんから当たり前の農村風景も、彼女たちにとってみればすごく新鮮に感じていたみたいで、お米もやっぱり全然違うみたいで、普通の女子生徒だったのですが、3杯、4杯もおかわりしてくれました。その後、近江牛でバーベキューをしたりとかしました。

また、夜はホタルが出る時期でもありましたので、ホタルを見に行きました。真っ暗な中の何も無い静かな空間にホタルが飛んでいるとか、星空がいっぱい見えるとか、そういう景色は都会の子どもたちにとっては普段からは全くない景色で、そういう景色を、星を、見ながら農道に座って静かな時間を過ごしました。

このような時間は我々にとっては何でもない時間ですが、彼女たちには貴重な体験だったと思うようになりました。このような場を滋賀県としてもどんどん提供していく、というところも大事にすればいいのでは、と思いました。

長くなってすみません。以上です。

【会長】 はい、ありがとうございます。

今、未来世代を担う子どもたちについての御体験のお話だったと思いますが、この辺は分けたほうがいいのでは、という御意見など、どうでしょうか。

【西川農政水産部長】 ありがとうございます。

実は、まとめようか、分けようか、一番の悩みと言いますか、議論をふっかけていますのが私自身でございまして、今、〇〇委員に御紹介いただきましたような件、米原市とか、あるいは日野町辺りでも活発に取り組んでいただいております。

今、分けて整理していますが、そういった県外の都会の子どもたちの受け入れというのは、全く同じではないですが、大人の都市と農村の交流との重なり合いが随分あるんですね。

ただ、そこは子どもたちであることは間違いありません。ただ、県外のお子さんたちということでもあるかもしれません。

その辺りが重なる部分と、分けたほうが明確になる部分との両方がありまして、

正直言って悩んでいる、というところですよ。どちらがいい、いけないとは思いませんが、どちらのほうを受け止められやすいのかという視点で、もう少し、何か御示唆がいただけるとありがたいと思います。恐れ入ります。

【会長】 はい、ありがとうございます。

この部分、なかなか難しいと思います。大人と子どもを分けたほうがいいのか、あるいはまとめて一本化したほうがよいのか。子どもたちの農村での、農業での体験の重要性を低めるということには決してなりません、出し方として重複する部分も結構あり、難しいと思います。

例えば、子どもと言ってしまうと、単身世帯の方が「自分には関係ない」という印象を持たれてもどうかということもありますし、「県民みんな」、「オール滋賀」で表現するとすれば、あらゆる世代を含めた形で対応していますという形でまとめたほうがいいのか、いろいろな考え方があると思います。

もしこの点、御意見とかいただければ幸いです。どうでしょうかね。はい、どうぞ。

【委員】 私は分けたほうが良いと思います。

というのも、お子さんたちに何か情報を伝えるという場合は、情報を子どもたちがどう受け止めるかは個々によって変わってくると思いますが、一斉に一律に、一定の情報を提供できる場合は、唯一学校の小中学校なのでは、と思っています。

それ以上の大人になると、共通の媒体を見る、読むという環境はまず整っていません。多くの方に一定の情報を提供することは難しいことです。

学校教育の時に、子どもたちに滋賀県の知ってほしいことをある程度フォーマットとして決めて提供するという手段が最初にあって、その上で一般の消費者、大人になった消費者たちに、また別の方法で伝えていくという手段、その二つに分けたほうが良いと思います。

これは、私はもともと情報発信の仕事をしておりまして、どこに一番効率よく情報を提供できるかと考えた時に、滋賀県って大きな新聞もないと聞いていますので、一番公平にみんなに一定の情報を提供できるのは、学校であるのではと思いました。

あと、先程の話に戻りますが、ちょっと別の話ですが、この本文の中で、また「幸せ」が出てくるとおっしゃっていたところです。最初の基本理念のところ、『県民みんなで作る滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」』となっていますが、これは、おそらく「幸せを作る」という意味だと思うんですね。

なので、ここでは「幸せ創り」というふうに基本理念に入れていただいて、その下の4行のところは、ほかの委員の方もおっしゃったように、そこに敢えて「幸せ」と入れてしまうと、「幸せ」って受け手が感じるものですね、私たち。それを押しつける

ようなイメージになってしまうので、そこは、「喜び」とか違う表現に換える。基本理念のところで「幸せ創り」というふうにしておけば、後ろの文章でそれぞれ「幸せ」が出てきても違和感はないのかなと思いました。

以上です。

【会長】 はい、ありがとうございます。

分けたほうが良いという御意見でしたが、おそらく現場にいれば一つのことですから集中できるかという。

何が言いたいかと言いますと、先ほども触れましたように、これはあまり言葉としては悪いのですが、学校教育は教育委員会の取組が成果指標になる。ちょっとあまり言いたくない事情も背景としてはあるかな、ということです。おそらく県としては言いづらいので、私が代弁して言っていますが。

【委員】 それは重々承知の上で、できればぜひ連携をして。

【会長】 できれば連携していただきたいです。

ただ、学校教育に関しての理解や力、みんなで協力して地域で農業を営む、あるいは地域で生活している人が農業に協力する、そういうことと言うと、一つにまとめることも意味があるのではと、これは個人的な考えですけどね。

けして、おっしゃられたように、学校でというのは非常に重要なのですが、どういうふう。

【委員】 すみません。ちょっと追加してもいいですか。

私の経験を少し参考までにお伝えします。数年前、大津市の小学生を対象に、夏の「比良スイカ」の産地見学を大津市の農林水産課さんと一緒に企画をしました。

そのターゲット、募集対象者は瀬田のほうに住んでいらっしゃる方でしたので、比良のほうまで来てくれるだろうかという不安を抱えながら企画を立てました。

たくさん声を掛けず、野菜ソムリエのキッズさんに声を掛けていましたが、蓋を開けてみたら20名ぐらい親子連れがたくさん来てくださったのですね。その感想を聞きましたら、教科書に「ヒラスイカ」というのが出てくるけれども、学校では何も教えてくれない、すごく興味があったので今日はぜひ来たかったのだ、というふうな声がありました。

その時、市役所も一緒でしたので、先生がおっしゃるように、教育の場と、農林水産の現場が連携できないといういろいろな事情は聞いていました。ぜひ分けたほうが良い、というのは、消費者側からの意見として、非常に関心が高い、という背景があるからでした。

【会長】 はい。逆に言うと、「連携します」ということが本当はここに入ってくるのでしょうか、数字だけでは表せないような組織を超えて、地域を超えて、世代を超えて創り出すというところを目指さなければいけない、これは悩ましいところだと思います。十分、分かります。

本当に学校で習うことって大きいです。私も小学校の時に、愛知県ですけれども、愛知県の農業のこと、すごく勉強するのです。明治用水、愛知用水があり、産出額はベスト10には入ります、トヨタだけじゃないですと。当時は、ですが。

ところが、私の子どもの世代になると、農業がなくなっているんですね。自動車産業になっちゃって、農業への理解が薄くなる。そういう意味では、農政のほうに頑張ってもらわなければということで、やるべきことは多いと思います。

分けて、出せることを出す工夫をするか、あるいはより一体的で、オール滋賀で、あらゆる世代に、あらゆる形で子どもたちへの教育に対応するとか、ちょっと工夫が必要かなという気がします。

どちらからでもいいですし、今のところでもいいですし、コメントなりいただければ幸いです。どうでしょうか。各視点を掘り下げた形にだんだんなってくるということなので。

【委員】 どこからでもよいということですか。

【会長】 いいですよ。はい。

【委員】 何度も失礼します。

「経済-2」についてです。私自身も水稲農家として土地利用型である米、小麦、大豆を中心として今62haを経営しています。また来年度は6反ほど増えます。誤差の範囲ですけど、少しずつ増えております。

最近の新聞報道とか私の取引先もそうですけれども、コロナ禍の影響によって外食店舗等での米の消費が鈍化してきています。今後、農業者にとっては多角化とか、いわゆる米だけの品目での経営でなくて、野菜とか果樹など、他の品目の導入を検討する必要があると感じています。

このことを考えると、今ほど説明があったと思いますが、作物ごとではなく、消費者や実需者のニーズや、こういうものが欲しいなという「ウォンツ」に対して、農業者がどのように取り組むことか、ということを通視点「人」としてまとめてもらっており、分かりやすいと感じております。

ただ、少し欲を言えば、文章の量や全体のトーンにも関わってくるので難しいかもしれませんが、実際に施策を実施する私たち農業者の理解がさらに深まるように

、もう少し具体的に施策を記載してもいいのではと思います。可能な限り、範囲で御検討いただければ幸いです。

それから、もう一点ありまして、「経済－5」の部分です。「経済－5」の視点の表現ですが、これまで「ブランド力」と言えば商品が高く、ほかよりも高く売れるとよいという風潮というか、そういうふうに捉えがちですけれども、今回の共通視点「人」というものを踏まえて、農業者・漁業者と消費者や食品関連事業者等の確固とした信頼関係が強い「ブランド力」を創るという表現に対しては、すごく好感を持っています。

高く売れるというのは、要は結果であって、その過程を大切にしていくこと、すなわち農業者と消費者と食品関連事業者との心の距離をもっと近づけていって、確固とした結びつきに向けた政策が展開されるということを今後期待しますし、私自身も生産者として、頑張っていきたいと感じています。

その上で表現として少し気になったのが、「経済－5」の近江米、近江牛、近江の野菜とか近江の茶、湖の魚などの「滋賀の幸」のブランド力を高めて消費拡大するという部分です。「滋賀の幸」の表現については、これは第1章から第2章においても、この表現については言及がされておられません。少し唐突感があります。ここで新たなことを出すよりは、第1章から第2章の流れを考える上で、もっとシンプルに「滋賀の農畜産物のブランド力を高める」として表現すればいいのではと感じました。この点についても御検討いただきたいと思います。

以上です。

【会長】 はい、ありがとうございます。

今の点、どうでしょうか。1章、2章と続いて、何か突然ここに「滋賀の幸」のブランド力が出てきたという話ですが。

【県】 失礼します。今ほど御意見賜りまして、ありがとうございます。

特に「経済－2」でございまして、今御指摘いただいたとおりでございまして、今までどちらかというとプロダクトアウト、作って売っていくというところが多く、今の現行計画も、品目ごとにどんなことをやるのかを書いているところでございます。

ただ、〇〇委員からも御指摘ありましたように、今回、共通視点・「人」となっております。先日、ある農家さんへお邪魔させていただきましたのですが、「米もやるし、麦もやるし、今から野菜を収穫しに行くねん」と。奥さんは加工場でおいしいそうなお惣菜を作っておられるのです。いわゆる6次産業ということで、「人を見ているんなものをやっていく」と。では、なぜやっているかということ、消費者のニーズに合わせ「こんなことあったらいいよね」というのを作っていく、ということになります。

今回の基本計画は、主体は、主役は「人」と思っております。従いまして、「経済－

2]につきましては、こういう形で一旦まとめさせていただいております。そのことについて御理解賜りましてありがとうございます。我々のほうもこういう形で進めてまいりたいと思います。

「経済－5」のところでございますが、御指摘いただいたように、「滋賀の幸」ということが少し唐突感のある言葉になっていたかなと思います。1章、2章のところでも特にこの「滋賀の幸」ということは、何となくイメージはありますが、改めて滋賀県を代表する5品目、近江米から湖魚まで含めましてトッブリーディング的なところがございまして、それを含めた「滋賀の農畜水産物のブランド力を高める」ということで、御指摘いただいたような形での修正を考えていきたいと思っております。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

以上でございます。

【会長】                   ありがとうございます。

「経済－2」のところは、得てして今まで品目ごとにまとめるところですが、こういった形の産地づくりかポイントですね。これから農業をやっている人たちにとって、どちらが分かりやすいか、品目よりも行動としてどうするのか、という方が分かりやすいという気がします。その辺が伝われば本当に幸いかなという気もします。

「経済－5」のところ、「ブランド」、これも唐突なイメージも確かにあるかなという気もします。いわゆる「ブランド力」と「ブランド」という言葉自体、本当は難しいものです。身近に地元でできた滋賀産のものを消費できるという、滋賀のものだからという、この信頼感と言いますか、これいいよ、という広い意味での「ブランド」という言葉、要するに「繋がり」と「繋がり」でできている、生産者と流通業者、そして消費者が繋がった上で滋賀のものを買う、消費する。

「ブランド力」は、このように繋がっていくという意味であって、どこの市場に持っていったってネームバリューで売れると、そういう意味での「ブランド力」という意味では決してない、という気がしています。

これはいろんな受け止め方があると思っておりますので、御意見とか出していただければいいと思います。どうでしょうか。あと、どこからでも。

はい、どうぞ。

【委員】                   私はこの素案について、全体として特に違和感を持ってなくて、すんなり受け入れられるなという思いはしました。

漁業について、ちょっと触れさせていただきます。今、資源が安定していないため、稚魚放流をしていただいて、それに頼って漁業を営んでいるのが現実です。過去を振り返りますと、ちゃんと琵琶湖に力があって、魚も豊かに、いろんな魚が豊富に暮らしていました。それが我々の手によって環境を変えてしまって、それで魚が、固

有種がすめなくなつた。そのことによって沖島の場合ですが、後継者が全部陸に上がってしまった。もう琵琶湖の漁業では生活できないなということが主な原因です。

最近、何とかして環境を戻したいという強い取組を行政はじめ皆さんがされていることも事実でございます。そのことによって、ここに来て若干ではありますけども、駆除をしたことが功を奏したといえればそれまでですが、環境の変化によって外来種が減ってきたように感じているんです。私、平成は外来種との戦いであつたというふうに思います。このことがもっと続けば、いわゆる環境をよくすれば、ちゃんとバランスの取れた自然の琵琶湖が蘇ってくるような気もしているんです。ですから、いろんな角度から環境をよくする取組が今、求められているのではないかという気がしています。

以上です。

【会長】 はい、ありがとうございます。

今日の資料でも「あつ」と思いましたが、4ページに「琵琶湖システム」というロゴマークが、多分この審議会では今日初登場じゃないかと思ひます。おそらく今の御発言は、水産業だけの話ではなく、こういう意味でやはりこれは水産業だ、これは農業だというのではなく、滋賀県として、やはりこの「琵琶湖システム」で一体的に捉えるということが非常に重要です。

今の御意見いただいて、環境を維持、あるいはよりよくしていく取組は漁業者だけではできないですし、農業だけでもできないという視点を強調できるようにしたいという気がします。

そういえば「琵琶湖システム」といういい言葉があるし、いい考え方があるし、滋賀県らしさが出るかなという気がしますので、これを大事にしたいなと思ひます。

そういうことでよろしいでしょうか。いいですか。ちょっと考えていただきたいなと思ひます。

ほかにどうでしょうか。どこからでも。

【委員】 何回も申し上げますけども、例えば畜産分野において飼養頭数の規模とか、それから肥育繁殖の一貫体系とかいろいろあります。これは土地利用型でもそうですが、どうもこの種の審議会ですらいろいろ申し上げても一向に反映されない。

当然ながら生産者の経営が成り立たない「基本計画」はあり得ないと思ひます。

立派な表紙のタイトルで基本計画というからには、様々な施策で、様々なことに貢献します、ということはもちろんありがたいわけですが、例えばサラリーマンと遜色のない年収500万円ぐらゐを上げるための営農類型を示す必要があります。

そういうことを書いてくれと3回も4回も言っていますが、または別のところで示しますとか、一向に言うこと聞かない、頑なに書かないというのは、何か背景がある

のでしょうか。ほかの条例の質疑応答のところには、ちゃんと他で書きますと出ていますので、そういうことを示さないといけないと思います。

この畜産の部分を読んでも、畜産振興協会で説明できないような文章ばかりです。非常に困ります。例えば、20ページです。補助対象にする事業を集約して書き過ぎたために行数が少ない、もっとわかりやすく書けば行数が増えるのではないかと、という体裁の問題の話にもなるのではないかと思います。

ですから、今申し上げたいのは、ひとつには、発言に対する答えをしっかりといただきたいということと、もう一つは少し空白が少ないような体裁を整える必要があると思います。

また、ここは農政水産部だけでは無理と思いますが、普通は山に木をたくさん植えて海のカキ養殖にいい影響がありましたという話になりますが、部が違う世界で書けないのでしょうか、やはり農林水だと思います。そこも書けないのかな、という感想です。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

この問題は連携をしながらどこまで書けるか、お願いしたいと思います。営農類型、確かにこれは最終的にどこかで示しないと、県として方向性をこう打ち上げましたけれども、あとはやってくださいでは困ります。これはどこでも経営モデルを作成する作業まで落とし込んでいくかと思いますが、基本計画の中でどこまでそれを入れ込むかということ。入れ込まないとしても、おそらく今の御発言はいろいろな形で、例えば、JAグループさんと県が協働しながらモデルを作成していくとか、何かアクションをこういうふう起こしますという、一文が入ったほうがいいのかという気もしますが、どうでしょうか。

具体的には、営農類型を示すというところは必要かと思いますが、どこまでここに入れるのかということですね。

はい、お願いします。

【西川農政水産部長】 ありがとうございます。

この計画を受けて、分野ごとの戦略をお示して、その戦略の内容にあたる幅の広いものを御説明するというよりも、実際には分野ごとの戦略の項目をお示しているというのが今の進め方でもございます。

そういったところを、今回は実はまだ書き込めていません。御説明申し上げた施策の推進方法で掲げることになるというイメージを持っております。次回原案になった時に、そういうものをどこで受けるか、というところはお示しすることになると考えているところでございます。

あと、行数云々ということについては、行が多いからいいのかよく分かりませんが、少なくとも施策の考え方が漏れることのないように、しっかり書き込もうと思っております。

【会長】           ありがとうございます。

具体的に重要なポイントだと思います。営農類型や経営モデル的なものをどう示すのかという手順ですよ。この基本計画を踏まえた上で、どう具体的に進めていくかというのは、今日は書かれてないといいますが、次回ということになりますが、31ページの「第4章 政策の推進方法」ということで、要は今の第3章までを踏まえた形で具体的にどう進めていくかということで、ここで示されるのではと思いますので、そこでまた検討していただければと思います。非常に重要なことを繰り返し御指摘されているということですので、やはりきちんと位置づけたいと思います。

確かに、畜産のところ、行が多ければいいということもありますが、印象として滋賀県の畜産と言えば近江牛が出てきますが、畜産全体としてウエートがちょっと小さいということが現れるかなという印象もなきしもあらずで、もう少し肉付けをしたほうが良いのではといった御意見であったという気はします。

どうでしょうか。次の10年、そして具体的には次の5年に向けての大きな柱を作る部分ですので、お気づきの点とかあれば。

【委員】           ある農家さんとの話の中で、機械化に向けての助成やたくさん作るようにする補助はあるけれど、作ったものを販売し、売り切るところまでの補助をしていただけるとありがたい、という話がありました。

「経済－1」のところで、私の理解が足りないのかもしれませんが、生産体制の強化や、大規模施設園芸の導入による農業経営の確立、ハード面の補助など、たくさん作れるようにする施策はすごくたくさん書かれていますが、その後の販路については、ここを見た感じではちょっと分からないという感じを受けました。

【会長】           県のほうから何かコメントはいいですか。

【県】               失礼します。

今、御指摘いただきました作るところは、「経済－2」になるかと思えます。販路の拡大につきましては「経済－5」、ブランド力の向上の22ページと23ページに当たります。23ページは地産地消の強化と首都圏や海外における販路の開拓・拡大というところで、とりわけ県内につきましては地産地消、県外につきましては、いろいろな施策も今般、打っているところでございます。行政的で申し訳ございません。地産地消の地産の部分、作るほうは「経済－2」でございまして。今日は〇〇委員も

来ていただいておりますが、地消に当たる販売、流通事業者の方につきましては、出口のほうの体制としまして、23ページに書かせていただいているところでございます。

少し分かりにくいところありまして大変申し訳ございません。また、戻っていただきまして、14ページの「人－4」につきましても、この審議会でも何度も御議論いただいておりますが、最終のお客様の口元に生産物を運んでいただくのは中間事業者の方、流通事業者さんの方でございまして。これまでは、どこか紛れ込んでいるところがありましたが、今回、「人－4」で改めて頭出しさせていただいております。

すなわち、今御指摘いただいた部分につきましては、「人－4」、「経済－5」に記載させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【県】 すみません。農業経営課の〇〇と申します。

国の補助を活用して大規模施設をつくる場合、計画はこの表現となっておりますが、実際には需要に応じた生産が原則になっております。どのような施設を造るにしても、どういう形で供給して販売していくかという計画とセットで施設の導入を進めています。その辺はきちっと詰めた計画をつくった上で、施設を造るということで今、進めておりますので、御理解いただきたいと思っております。

【会長】 はい、ありがとうございます。

生産・流通・小売、そして消費という一連の流れは現実ですが、施策に関してはそれぞれのスポット、焦点を当てるところがございまして。その全体構造として、どこをどう関連付ければいいのか、見ればいいのか、というところはなかなか難しいところがあります。

そのために縦長の資料④は、この政策のどの部分がどこに関連しているのか、という構造図になっていると思っております。一つのものをとっても、いろいろ関わりがありますので、なかなか一つを見てというのは難しいかもしれないですが、そういう意味でもこの関係図は役に立つという気はします。

ちょっと個人的な見解ですが、割と滋賀県はこういう形で全体構造、鳥瞰した形で示すということが非常に得意というか、上手な県と思っております。得てして項目ごとに羅列してものを書く、報告をするということ、基本計画にしても何にしてもそういうところが多いのですが、滋賀県の場合、このように全体像をきちんと踏まえて、全体が分かるように示されます。これは何か伝統なのかという気もしておりますので、ありがたいです。最近では総合的、俯瞰的と言うと何か逃げ言葉みたいですが、いい意味でこれは総合的、俯瞰的な部分が非常に生きているという気がいたします。

はい、どうぞ。

【委員】 資料④のカラーコピーの大きい表の中ほど、必要とされる取組の欄でリスクへの対応として気候変動、それから自然災害発生等へのリスクに対応することが明記されております。

また、冊子の34ページの48行目ですが、これは単純な話ですが、地球温暖化に起因する異常気象による農産物の収量、品質の低下が起こっています。品質の悪化ですが、今年の米、主食用米は、たしか滋賀県は作況指数が98で近畿ではトップだと思います。収量はトップと思います。ちょっと調べてきたのですが、作付面積が県の場合で、主食用米の作付面積が2万9700ha、それから収穫が15万トンぐらい、15万トンです。主食用米。

私どもは高島、特にマキノのほうで農業をやっていますが、田んぼ1反当たりどれぐらいの米が取れているかと単純に言いますと、8俵しか取れません。8俵ということは480kgです。少ない。年々、収量は、48ページに書いていますように収量が低下してきています。

そういうことで収量を何とか上げていかなければならないのですが、逆に近年、私どもが食べる主食用の、人が食べるお米は年々減っています。これも、今いろいろな政策がありますが、来年、主食用米は50万tから60万tぐらい要らない。海外から入ってくることがあるのか分かりませんが、50、60万tぐらい人間が食べる米を作ってはいけません、要りませんよ、というようなことを私も耳にしています。

これはリスクと言いますか、需給の安定化、これぐらいは作ってはいけないと言われると思いますが、主食用米を作ったら駄目ですよ、飼料用米に転換して作りなさいよというこういう農業政策、施策も、リスクの対応に入るか入らないか。

単純な意見ですが、この場でお教えいただきたいと思えます。ありがとうございます。

【会長】 リスク対応のイメージを。

【西川農政水産部長】 ありがとうございます。

御指摘のように、米の需要が下がっています。一時、50万、60万という話でしたが、全国の収量が思ったより伸びなかったこともありまして、今はもう少し縮まっているように思いますが、いずれにしても年々、主食用米の需要が落ちてくる、これからのそういう傾向になるだろう、と言われていています。

それに対応して、例えば今御指摘があったような飼料用米につきましては、これは18ページの「経済－2」のところ、需要の変化に対応する産地づくりの中に、記述を実はしております。主食用米からの転換作物として飼料用米、輸出用米等の非主食用米の効果的な導入と生産性の向上、と掲げさせていただいております。

これは、例えば台風や水害、あるいは急激な高温というような、降ってかかるも

のというよりも、その社会の在り様の変化として私たちがあらかじめ推察、推測をし、かつそこに対応策を考えていくべき部分というふうに考えておきまして、リスクというよりもこちらの項目で整理をしてみたということでございます。

いろいろな整理の仕方があると思いますが、今回はそういう考え方を取らせていただいたということでございます。

【会長】 はい、ありがとうございました。

水田をフル活用する、ということの中で、たどりたどれば輸入が止まった時という話にもなり、そういう意味でのリスクにも繋がりますが、とりあえず、ここではこの位置にということをお願いしたいと思います。

他にはどうでしょうか。

【副会長】 質問ですけれども、現在はそれぞれの施策に対する成果指標が案ということで示されていて、次回までにまた変わる可能性もある、ということですが、現状、成果指標はどのような視点で選ばれて、どういうふうに目標設定をされているお考えなのか、ということをお願いしたいです。

また、これは答えがないと思いますが、数値目標にそぐわないけれども目指していくべきものについて、どのように評価していけばいいのかが難しい、と思っているところです。これはコメントです。

すみません。以上です。

【会長】 どうでしょうか。数値目標、成果指標のところですが。

【県】 すみません。失礼します。

今、お示しさせていただいている成果指標の案につきましては、基本的にそれぞれの視点について、どういうふうに進捗管理していくのか、という視点で定めさせていただいている案でございます。

先ほど当課担当から御説明させていただきましたが、まだ書ききれてない部分もございまして、先ほど御質問がありましたリスクの対応の部分では、いわゆる温暖化に対応する水稻品種等の開発等も進んでおります。そのことについても書ききれていない部分もございまして、先ほど御審議いただきました子ども・大人か、あらゆる世代でまとめるのか、というところもございまして。

要は、今、15の視点がございます。それぞれの視点を進めていく時に、我々の指標となるように、その方向感に向かってどういうふうに5年間、進んでいくことを推し量ることができるのか、という視点を持って、適切かどうかということ議論を進めながら、指標を置かせていただいているところでございます。

もう一点、非常に難しいところですが、数字として具体化できないということが、今、どういうことがあるかなと、御質問いただきながら頭に思い描いておりましたが、実はたくさんございます。

この形になるまで、指標になるまでには、我々の中でたくさん議論し、時間を積み重ねてきております。しかし、それをどういう形で皆様にお示しできるのかということは、少しお時間いただきまして、何か返せるかどうかも定かではございませんが、今、大変貴重な御意見いただいた、ということでお受けさせていただくことで、御回答とさせていただきます。すみません。中途半端な回答でございますが、どうぞよろしく申し上げます。

【会長】 非常に難しい御質問で答えづらいとは思いますが、お願いします。

この今の世の中、今の政治の方向性というのは必ず成果指標で数値目標を出せと言われます。ところが、数字で語るできない部分に非常に重要なことがたくさんあります。そういうところは、「工夫してください」としか言いようがありませんが、本来あるべき姿に近づくためのロードマップ的なものは、もしかしたら示すことができるかもしれません。

しかし、数字で示すことは「できる限り」としか言いようがないですし、その辺は各課で本当に工夫していただいていると思います。もし、次出てきた時に、この指標はちょっとどうか、というものがあれば御意見いただくということにしたいと思っています。

他にどうでしょうか。よろしいですか。かなり時間が押してきましたが、もし後からお気づきの点、今はまとまらなくて話しづらかったな、とかありましたら、メールやお電話で事務局に繋いでいただければと思います。残された時間も少ないのですが、できる限り、次に繋がる、次の世代にも繋がるような形で残していかなければなりませんので、頑張って作っていきたいと思います。

では、今日の議論を踏まえた上で次の原案を、ということをお願いします。それで、追加で何かコメントとか御意見ある方は事務局へ、ということをお願いします。

(2)「(仮称)持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案」に対して提出された意見とそれに対する滋賀県の考え方について

【会長】           では、次の議題(2)、持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例について説明をお願いします。

(県より資料⑥に基づき説明)

【会長】           はい、ありがとうございました。  
今の条例の御説明、パブコメの対応、そして愛称ということになりましたけど、何か質問とか御意見ございましたらいかがでしょうか。

愛称ですね。何かありますか。明日から公開で、投票も始まるということですが、これまでこういった愛称をつけるということは結構されていたのですか。

【県】           過去を調べましたが、こういう形での投票はないと思います。いろいろな長い条例の名前があったと思いますが、自然的に「琵琶湖条例」や「乾杯条例」など、後から愛称がついたものはあるかと思いますが、こういう形で募集するのは初めてになるかと思います。

【会長】           はい、ありがとうございます。  
今回初めだそうです。では、基本計画も愛称をつけたほうがいいのでは、と思いますね。

どうでしょうか。個人的にはこの愛称がいい、というコメントでもいいと思いますけども。

これは事務局、県で考えられた候補が6つということですか。

【県】           はい、そうです。

【会長】           コピーライターの方に頼んだというわけではないと。分かりました。  
はい、どうぞ。

【委員】           お伺いしますが、議会にはこの仮称を通して、仮称が取れるのですか？

【県】           はい。この審議会では、パブコメに出したタイトルを出しています。

【委員】           持続的で。

- 【県】 はい。条例案としては、仮称が取れた形で議会に提案します。
- 【委員】 正式名称がこれで、愛称を募集するということですね。
- 【県】 はい、そうです。
- 【委員】 愛称に「幸せ」は入れないのですね。あれだけ書いて、敢えて書かないというのは面白いですね。
- 【会長】 はい。基本計画の愛称で考えればいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。法律の名称や条例は、とにかく長くて正式名称なんてなかなか覚えられませんので、自然と略称形が進むというのが普通と思いますが、今回は愛称を募集すること自体、参加意識というか、認知度を高めるという意味でも意味があると思います。
- 募集していますよ、という広報も一生懸命やっていただきたいと思います。これは、本来だと、一番に決定した候補を選んだ人の中から抽選で近江米が当たるとか、そういうのがないと非常に人が寄ってくると思いますが。
- 【県】 はい、今のところ、抽選で10名の方に近江米・近江の茶のセットをプレゼントしたいと思っているところです。
- 【会長】 では、広く周知してください。
- 【県】 はい。
- 【会長】 分かりました。
- 他によろしいですか。では、なければ、いろいろ御意見が出たところを踏まえながら、誠心誠意、出されたものは受け止めて反映できるように努力していきたいと思えます。
- 残された時間も本当に限られていますが、ここで一旦閉じて、事務局にお返ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、お願いします。

### 3 閉会

- 【司会】 委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございます。また、淡路会長には円滑に議事進行いただきましてありがとうございました。それでは、事務局より連絡事項がございますので、よろしくお願いします。

(事務局より事務連絡)

- ・御意見があれば随時、メール等で受け付ける。
- ・第5回審議会を1月18日から2月1日の週で開催予定。後日、日程調整をする。

- 【司会】 それでは、最後に次長の松田より御挨拶を申し上げます。

【松田農政水産部次長】 閉会に当たって一言、御あいさつ申し上げます。

長時間にわたりまして非常に御熱心に議論いただきましてありがとうございます。それぞれの御立場で、あらかじめ調べてまで御発言いただきましたこと、本当に改めて感謝を申し上げます。

「幸せ」という言葉について議論がたくさん出ておりましたが、主観的な言葉ですので、行政は今まで扱ってこなかった言葉ではあるのですが、数字が良くても感じなければ意味がないということで、「幸せ」という言葉など、主観的な表現を徐々に使うようになってきました。その一つが、この言葉であると思っております。であるがゆえに扱いが非常に難しいところではありますが、実感していただけるように、できるだけ御意見を盛り込めるようにしていきたいと思っております。

コロナの影響が大きく長引いております。後から見れば、ここが転換点だったのではないかと思うような時期が今であるかもしれません。それを乗り越えて、あるいはチャンスに変えられるようにしていきたいと思っております。しかし、県も手さぐり状態でございまして、分かっていないままではありますけれども、先を見据えたものを作っていかなければならないということで、引き続き、御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(了)